

令和4年度機動調査結果（山形大学）

令和5年3月9日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定める機動調査は、緊急・臨時の案件が発生した場合に機動的に対応し、当該案件の関係機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握することを目的として実施するものである。

2. 調査対象・内容等

〔調査対象〕

○ 山形大学

○ 同大学は、令和3年度中にコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画が策定されておらず、不正防止計画は平成20年3月に策定したものがあがるが実施状況の確認、役員会等における報告等も行われていないなど、機関の管理体制の運用に不備があったとされていたため、その重大性に鑑み、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、改めて同大学におけるガイドラインに基づく体制整備・運用状況について把握するため、機動調査を実施した。

〔調査内容〕

○ 機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について、不正事案に係る再発防止策の実施状況を中心に、以下の調査の観点に基づき把握した。

〔調査の観点〕

○ 山形大学における不正事案に係る再発防止策の実施状況、改正ガイドラインを踏まえた体制整備の取組状況など。

ど。

〔調査体制・方法〕

○ 「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、所要の調査審議を実施した。

○ 機関が提出した最終報告書、令和4年度履行状況調査結果、過去3年間の内部監査結果及び機動調査事前質問事項の回答に基づき、「書面調査」及び「現地調査」の方法（デジタル技術の活用を含む）により実施した。

3. 調査経過

令和4年11月24日 有識者会議
機動調査の実施方針の審議・決定
11月30日～ 書面調査

令和5年 2月15日 現地調査
3月 9日 有識者会議
機動調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 山形大学については、令和4年度履行状況調査により、既にガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制の整備がなされていることを確認しており、本機動調査においても、責任体系の規定、不正防止計画の策定など、所要の体制は整備されていることを確認した。
- 令和3年12月に山形大学から提出された最終報告書に係る不正事案は、当該研究室において、基盤研究の推進とともに事業化を目指した企業等との共同研究・応用研究を進めていくため、多くの外部資金の獲得と研究者、技術者を雇用し、急速に業務及び体制が拡充されていくなかで、各外部資金プロジェクトの研究計画を逸脱、または経費の使用ルールを拡大解釈して経費を執行した目的外使用、不適切な事務処理手続き等による、雇用財源と業務実態の不一致（人件費）、購入財源と使用実態の不一致（設備購入費）があり、不正行為者による重過失によるものであった。また、機関の管理体制の運営費においても、標準作業手順が定められていなかったこと等について、第三者からの実効性のあるチェックが働くシステムが適切に運用されていない部分があった。今後とも当該部局のみならず全学的な対応として教職員の不正に対する意識改革が必要である。
- 本事案に係る再発防止策については、上記の運用を改善することを含めて、他のプロジェクトにおいても同様の事例が存在しないか緊急点検を実施するとともに、「研究費不正防止対策強化月間」の設定、学長からの研究費不正防止に対する強い決意表明・周知徹底、コンプライアンス研修の実施等となっており、実施計画を策定し順次実施していることを確認したが、いずれの取り組みも、対応開始後、日数が経過していないことから、引き続き動向を注視していく必要がある。
- また、山形大学においては不正防止計画を平成20年度に策定して以降、10年以上にわたって見直しを行っておらず、本事案を受けて令和4年11月に改定を行ったものの、それと相前後して改定前の防止計画に基づくモニタリングを実施し、その結果は改定後の防止計画に反映されていない等、適切なPCDAサイクルに基づく運用が行われているとは言い難い状況にあることから、再度確認を行った上で運用を行う必要がある。
- 本機動調査の結果概要は以上のとおりであり、機関の管理体制の運用に不備ならびに不十分な点が認められることから、履行期限を令和6年3月19日とする管理条件を付与するとともに、フォローアップ調査の対象として管理条件の履行状況をモニタリングすることとする。
- 今回の不正事案（目的外使用）に対する再発防止策を確実に実施することも含め、「研

究費不正のリスク分析」、「監査・モニタリングの充実に係る取組」、「監事との連携強化」など、公的研究費の管理・監査体制及び機関のガバナンス体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

5. 機関に付与する管理条件

- 令和3年12月に最終報告書が提出された不正事案に対する再発防止策を含め、次の事項を確実に実施すること。
 - ・ 山形大学における不正を発生させる要因を分析し、リスクマネジメントを行った上で、意識改革の観点も含め不正防止計画に反映すること。
 - ・ 最高管理責任者は部局長（コンプライアンス推進責任者、副責任者）、内部監査部門及び監事との連携を更に強化して、組織的牽制機能の充実に取り組むこと。
 - ・ 不正を起こさせない組織風土を形成するため、コンプライアンス教育及び啓発活動を評価・整理し、教職員の意識改革に資する実効性のある取組として実施すること。
 - ・ 再発防止策には、具体的な指標を設け取り組むこと。

6. 今後の取組

- フォローアップ調査の対象機関として、管理条件の履行状況について四半期ごとに進捗状況の報告を求めて把握する。
- 調査の結果は、機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。